

が行なわれております。ただ、その場合に、世界銀行は貸します場合に、貸し付け金債権に対しまして電源開発会社の財産につきまして一般担保の規定が現在ございませんので、これを設けませんと、世銀自体としても金が貸せないという事態になつておりますので、この法律を改正いたしまして、一般担保の規定を入れていただくというのが一番大きな問題でございます。

○藤田進君 まず、内容の審議に入る前に、法案の性質並びにその提出等に対する態度についてお伺ひをいたい。

し付け金債権に充てまして電源開發会社の財産につきまして一般担保の規定が現在ございませんので、これを設けませんと、世銀自身としても金が貸せないという事態になつておりますので、この法律を改正いたしまして、一般担保の規定を入れていただくというのが一番大きな問題でございます。

なお、附則によりまして、今度はそれをいうことが必要でございます。これはすでに輸出入銀行あるいは愛知用水公団等で一応例がございますので、附則におきましてこの関係法律を直しまして、電発も同じ扱いを受けるといふようにいたしたのがこの今回改正のおもなと申しますか、三点でございまます。したがいまして、きわめて事務的な改正でございますが、よろしくお詫びしたい、こう考える次第であります。

○藤田進君 前に、法案の性質並びにその提出等に対する態度についてお伺いをしたい。
この問題の起こりました時期等の関連において、ことしの五月十五日に政府提出になつておるよう思うのであります。この国会はすでに昨年十二月から開会がなされている。電源開発促進法については、うわさはあつたけれども、会期末になつて、憲法の定め百五十日以内ということになれば、もうあとわずかというときに提案され、しかも同じ部局において電気事業法という膨大な内容を持つ法案がこれまたおくれればせ提出され、ここに会期末ぎりぎりの二十五日、昨日衆議院が参議院に送るという、こういう状態では慎重に審議する時間的な余裕から見ても、他に非常に早く来た法案も当院にある、特に当商工委員会にはある。これらについてその経過を説明していただきたい。

ましては、世界銀行側がああたしか三月ごろにもまいりましたのでございまして、それが、ほんとうに貰そうという態度と申しますか、積極的になってまいりましたのが五月ごろでございまして、そういう意味で、現在の段階では、一応九月ごろまでに何とか成立させたいという非常に積極的になつております。九月ごろにIMFの総会で世銀の総裁もお見えになると伺っておりますので、まあそういう意味におきまして、急に御提出申し上げた次第でござりますが、われわれといたしましては、そういうふうに実態が固まつてしまつたということでおくれまして、その点はまことに申しわけなく思ております。ですが、そういう事情でございます。

○藤田進君　だって、これは国際的にもこれがこの国会で成立しなければ、来国会を持ち得ないということであれば、非常に信用を失墜することにもなるだらうと思う。納得のいく説明のない限り、こんな短期間で重要な法案を通すわけにはいかない。そこで、従来は外資導入等に関連する法改正もあつた。そういう場合には輸銀なり、世銀なり、それぞれの外国の銀行等との話し合いがついて、これに国がどの程度を保証する。それに対する所要の立法をしなきゃならぬということで、一応の話し合いが固まつてきて後、法的措置を講ずるというケースもあつた。この場合は、こういう法文の中に国際復興開発銀行か、こういった明文を入れるけれども、まあある程度固まつたとかいう程度で、にわかにこれを判断することができるものかどうか、むしろわれわれの側からいえば、話が十分固まって間違いがないと、仮調印もしな

といふ時期に、臨時国会等も予想されることはかつたらどうなんだろう、こう思われる。われわれのほうにこういう事情が遅延してきたといわれても、行政当局がもつと手順よくやれば、われわれに迷惑がないはずだ。借り入れの仮調印そのものが内法の措置そのものが不明確であり、一方国際復興開発銀行の関係も明確ではないだらうが、仮調印その他に限り内法の措置そのものが済んだ後にこれが内法の措置をすると、かつてもそういう例はあつた、外資導入について。今回に限り国内法の措置そのものが不明確であります。内法の整備ということを取り上げて、その事情も聞きたいけれども、どういうものですか。事後処理として、国内法の整備といふことを取り上げて話し合いを進めるというわけにいくのか、いかないのか。

提出がおくれましたこと 자체はまことに申しわけないのですが、そちらに申しあげたのは、この国会でお通いただくと非常にスムーズに行く。また臨時国会とかある時は次の通常国会といふことになると、御承知のようにこれは予算は財政投融资でございますが、大蔵省のほうも見積もられておりますので、そういうような意味から非常にうれさせではございませんが、何とか改正をお願いしたい、こういう意味で御提案申し上げたわけでございます。

○ 藤田進君 まさにこのままではございませんが、これはまあほんとうに事務的な問題を二、三参考のために承っておきたいと思います。

○ 大矢正君 まず、最初に大蔵省當局にお尋ねをいたしたいのです。これが、これはまあほんとうに事務的な問題を二、三参考のために承っておきたいと思います。

その一つは、このたびの電源開発促進法の一部改正に基づいて、電源開発株式会社が世界銀行との間に借り入れ契約を結び、同時にその借り入れ契約に見合う社債を引き渡すと、こうしたことになるようですが、そこで世界銀行の借款というものの内容が私にはよくわかりませんので、できることなのは今度が初めてである。そこで世界銀行の借款というものの内容が私には人なりと契約をした借款の内容、これらこの際世界銀行が今までわが国のそれぞの企業なりまたはその他の法人なりと契約をした借款の内容、こういふものについてお尋ねをいたしたいと思ひますし、あわせて、元来ありますけれども、借款ということになりますれば

金を借りるということありますから、社債を発行することは意味が違つてくるわけですね。社債を出すといふことになれば、債券を引き受けたもうということありますから、これは借款と俗に言われる言葉とは意味が違つてくるわけあります。そこで借款の契約を結び、なおかつ社債を渡すという形が今度のこの電源開発の中では生じてきているわけなんでありますが、考えてみますれば、資金の不足がどうのこうのという問題もありますから、それが、考へてみますれば幸いと思ひます。そういう形がなぜ行なわれるのかということもあわせてお答えいただければ幸いと思います。

○説明員(海城洋平君) 従来の世銀からのおわが国の借款の実績のお尋ねのようでございますが、だいぶござります。件数といたしましては相当ござりますので、大きなのを申し上げましよう。

一番初めのは、一九五三年十月の十五日に契約いたしまして、発効いたしましたのが五三年の十二月二十九日、借り入れ者は開銀が借りております。そして借款の契約額は二千五百五十万ドルでございます。それで実際に借り入れを引き出しました額が二千五十七万八千ドルというのが一番最初でござります。これは借り入れ人が開発銀行でございますが、それをさらに開発銀行から関西電力に貸し付けているようでございます。それが最初の分でござります。以下ずっとございますが、最近で大きいのを申し上げますと、国鉄が東海道新幹線で借款をいたしました。これは一九六一年五月二日に貸し付け契約の調印をいたしまして、発効がやはり六一年六月三十日でございます。借り

入れ者は日本国有鉄道でございます。その事業はいわゆる東海道新幹線、正式には東海道幹線増設工事でござります。契約額は八千万ドル、実際八千万ドルを引き出しております。以下最近におきましては、日本道路公団が一九六一年十一月二十九日に契約いたしまして、これは名神高速につきましての借款でございます。それから六三年には、同様に日本道路公団が東名道の東京—静岡間について借款をいたしております。これが大きな最近の借款でございます。

るよう、そういう事態、要求のあつた場合を想定いたしまして、法律の改正が必要になつてくる、こういうことでござります。

○大矢正君 そこで、過去においても幾多の世銀からの借り入れの例があるわけであります、たとえば開銀からまた借りをするという電発の過去の例、その他にもいろいろあることと思ひますが、特に社債を引き渡さなければならぬ理由というのは、もちろんそれは契約の内容がそうだからとあなたおっしゃるが、考え方としては一体どうなのかということを念のために承りたい、こう思ふんです。

○説明員(稻村光一君) ただいまの社債の問題でございますが、これは大体世銀が方々に貸しますときに定期的になつておりますとして、そうして貸しまして借り戻すときの債権、世銀からいたしますと債権、これを場合によりましては市中に流動化すると申しますか、世銀のほうの資金の都合で流動化するという必要が出てくる場合があるために、一部を社債といふ形に世銀のほうで要求する場合にはいたしまして、そしてそれを世銀のほうはほかに肩がわりするという必要のために、世銀としては大体定期的にそういう約款を入れておる、日本の世銀借款につきましても、従来の例で大体入つておる、その点ではこの電発の場合は初めての例ではございません。

○大矢正君 貸したものが戻つてくるか戻つてこないかということに対し不安であれば、政府が保証しているわけでしょ。だからその不安というものはないはずであります。予算総則での限度額、九十億の限度額までは借り入れをした場合に政府が保証する

と、こうなっているわけだから、貸した金が返ってこない、世銀がかりに電源開発に貸した金が返らないのではないのかという不安はないわけですね、極端なことを言えは。にもかかわらずそこで債券が発行される、発行される債券をそれじゃ一体どうするのかといえば、あなたがいま言われているとおりだと思います。結局法人個人を問わず外国の投資家というものの手に渡るんでしよう。事実上渡らぬでそのまま世銀の中に置かれる場合もあるのだが、それは単に世銀の希望によってだけきめられる問題なのか、あるいは我が国がそれに対して、わが国というか当事者である電源開発が直接交渉すれば、世銀が了承を与えるなり何なりというような一つの目安があつてきめられるものなのか、その辺は一体どうなのか。

○説明員(稻村光一君) ただいま申し上げましたように、これた世銀のほうの形の上では定型、きまっております貸し付け規程に基づいておるわけでございまして、したがいまして具体的な場合に、たとえばそれは困るというふうを形の上で要求することはできないと思います。いわば世銀として、どこに貸す場合でも大体そういう約款、貸し付け規程をとつておりますし、それに従わなければ借りられないというふうでございます。

○大矢正吾 そうすると過去の例、先ほど説明がありましたが、これらは全部社債を引き渡しておるわけですか、あります。ただし、具体的にそれに基

づいて世銀のほうが社債を出してくれるという要求があつたことはございません。○大矢正君 あつたことはないんだが、今度の電源開発にだけそれを要求するんでしよう。ただ、ここでいわゆる債券の発行だから、もちろんそれに伴う担保物件というものも必要になつてくると思うが、單にそれだけのことでは、実際に社債を受け取るという状態にはないんですね。

ばいい問題で、こういう条項が電源開発促進法の中になれば向こうは金を貸さないということになるのですか。

○説明員(福村光一君) ただいま御指摘のとおりでございまして、世銀と借款契約を結ぶ、この借款契約の中にはこの条項が入っていないといけないわけであります。したがって、この法律が改正されおりませんと、そういう内容を持った世銀借款の契約をすることができませんので、したがつて世銀借款が成立しなくなるということがございます。

○大矢正君 次に、開発銀行のほうに若干事務的なことでお尋ねいたしたいのですが、過去において、年度は忘れましたが、電源開発に対して世銀からあなたのほうが一たん借り入れをして、これを電源開発のほうに又貸しをしておるという経過がありますが、このときの条件というものはどういう程度のものであるかということをこの際承っておきたいと思います。

○参考人(今井博君) 御指摘のように、昭和三十四年に開発銀行を通じまして電源開発に世界銀行の資金を転貸いたしております。金額は一千万ドル、これに対する条件は特別の条件はございませんで、世界銀行と開発銀行の締結いたしました契約でそのまま電源開発に転貸いたしました。金利等は五分九厘、期限は二十五年ということです、それ以外には特別の問題はないと思ひます。

○大矢正君 このいま言われた五分九厘というのは開発銀行さん自身の手数料というか、それはあるわけでしょう、それを加味したものがこういう金額になるのですか。

それからもう一点、償還期限は「十五年」と言つたが、据え置きがあつて、その据え置き期間の上に立つて何年の償還期限とこうなつてゐるわけでしょう。そのもつと具体的なことを説明してもらえませんか。

○参考人(今井博君) 据え置きは十五年であります。それから手数料といったしまして二厘ちょっとだいたしております。

○大矢正君 そうすると、逆に言うと、手数料が二厘なければ年利五分七厘、五・七%という数字になりますね。

○参考人(今井博君) そうですございます。

○大矢正君 次に白石さんにお尋ねをいたしたいと思いますが、今度新しく契約をされる見込みの直接の世銀借款は、条件として今日まで話されている内容はどういう内容のものか、あなただいぶ最近精力的にお話をされておるようであります、御説明いただけたら幸いだと思います。

○参考人(白石正雄君) 具体的な条件につきましてはまだ詰めておりません。ただ、ただいま開発銀行から御説明のありましたように、前回の場合が五分九厘五毛でございますが、五分九厘五毛で開発銀行からお借りしておりますので、その手数料の二厘は実質的には低くなるものと考えております。

なお、具体的な交渉の条件といましても、これは政府のほうにおきましていろいろ御折衝もあることと思ひますが、さらに有利な条件で契約締結できるものと期待いたしまして、私もいたしましても、説明に努力をしておるという現状でございます。

○大矢正君 大蔵省のほうにもう一度
さかのぼってお尋ねをしたいのです
ますが、ここ数年の間、世銀からいろいろ
の借款をいたしておりますが、多少
内容によっての差はあると思います
が、平均金利としてはどの程度の水準
のものか。それから最近は下がる傾向
にあるのか、それとも上がる傾向にあ
るのか、そういう推移をひとつお答え
いただきたいと思います。

蔵省は考えておられるのか。これは電発が借りるのかしれぬが、事實上は大蔵省が了承を与へなければ契約の締結は困難だと思うんです。先ほど過去に一度、開発銀行が借り入れたときは、手数料も含めて五分九厘五毛という数字が出ておりますが、これは今度の電発の直接借り入れの場合にもおおよそこの程度の数字ということになるのか、あるいはもつと下がるという傾向にあるのか、そういう状況について御説明をいただきたい。

すが、考えてみると、単に○・二名の金利の低下だけが今回直接借り入れをするということになったのではないのではないかという実は私は気がするのですがね。と申しますことは、やはり昭和三十四年当時——過去においては、言うならば、電源開発の力では世銀はなかなか金を貸してくれそうもなかつた、しかし今日では、その電源開發それ自身の企業の規模なり内容等から見て、借りれる状況になってきたのではないか、金利の低下は私は第二の問題ではないかという感じがするのだが、大蔵省の当局としては、ほんとうはこれはあなた方に聞く問題ではなくて、局長に聞きたかったのだが、局長お見えにならないので聞いておきたいと思います。これは私がまさか電発に聞いても、開発銀行に聞いても、これはおかしな話になるので。

り入れを受けるのが妥当であろう、そういうふうに考えたわけでございま

に基本的な電源開発のあり方の問題についてお尋ねをいたしたいと思うのですが、先般、電気事業法が新たに制定をされるときに、わが黨の藤田委員からもおそらく通産大臣その他政府当局に対しての質疑が行なわれたと思いますが、それは政府当局としての考え方の答弁であったと私は思います。が、きょうはひとつ電源開発という立場において、日本の電力全体の中で電源開発が果たすその役割りと申しますか、目的といいますか、そういう点について直接お尋ねをしてみたいと思うのであります。が、これは書かれていることは、電源の開発をするのだ、そのことによつて電気の供給力といふものを増加するのだ、ということが書かれております。で、言うならば、その電発法ができた当時の日本の経済、産業といふ情勢を反映して、ともかくも供給不足なその当時の日本の電力事情を何とかして一日も早く解消したい。それには国家的な立場からの資金の投入も必要であるというところで、電源開発が生まれてきたと、しかし、最近の情勢を見ますれば、すでにそろ大きなものではありませんが、供給力に対して多少なりとも余裕を持ちつつある。また九電力におきましても、新鋭火力に対し非常に大きな力を入れておる。こうしたことから参りますと、電力の供給が不足であるという立場か

らつくられた電源開発促進法、それに基づく電源開発株式会社といふものが、すでにその使命を終わつて、何とか別な使命を持たなきならぬい段階にきているということは、だれがみても考えられるのじやないかと私は思ふのであります。が、こういう事態に対処をして、電発それ自身といふかよらな考え方を持つておられるか、念のため

クル、六十サイクルの連携のために周波数の転換装置というものを佐久間に波数の転換装置というものを佐久間に現在建設いたしております。こういったこと、すでにでき上がりましたが、四国と中国との連絡線、瀬戸内海を渡る連絡幹線、こういった一つの広域運営の中で、当社の特殊な立場を活用して働いていかなければならぬ面が次第に具体的にあらわれてまいってきておるわけでござりますが、なお水力につきましても、今後新鋭火力が相当に拡充されました暁には、今日水力は、いろいろ火力との経済性の問題で議論はござりますけれども、長い目で見まして、やはりピーク調整火力、あるいはボンビングダ・アップのピーク調整用の水力、特にボンビング・アップ・ステーションとしての水力開発といったようなものも問題になつてまいりうと思ひます。電力会社の中ではいろいろと会社の間に力の相違がございますので、われわれがそういった面も考えて地域的な配慮もして開発を担当していかなければならぬ。

九電力においては、言うならば私企業においてはできない部面、分野といふのは一本二、三、四、五、六、七、八、九

○大矢正君 私は電源開発というものがこれから必要性をさらに保持していくためにはどういうことが必要であるか、そうしてどういうことが障害になるのかということを具体的に質問してまいりたいと思いますが、藤田委員が何かいまのことと関連があるというお話しでございますから、そこへ入る前にもう一点だけいまの点で承っておきたいと思いますことは、いま石炭火力の話を副総裁述べられたのでありますが、石炭火力というものが今日なぜ必要であるかといえば、なかなかこれは炭価等の問題があつてコストが高くつく。したがつて九電力はなかなか手をつけない。したがつて、これを国家的な見地に立つて、多少高い石炭でも国内産業の開発振興という意味から、石炭火力というものを電源開発が本年は三基、また将来二基、合計五基程度はという話であろうと私は思うのであります。ただ、そこで問題になつてくるのは、そくなつてまいりますと、結局コストの上において高くつくということは必然なんですね。コストが高くついた場合に、その高いコストで生まれた電力というものを一体だれが買うのかというのが問題になつてしまりますし、あわせて原価主義をたてまえとする今日の電力の事情からいまりますると、そこで国が相当積極的かつ具体的な何らかの資金的な面においての援助の体制がなければ、これは九電力もやしない、すれど、同じく言つよ

ば、資金の内容でもって電発ならできるというわけはないのであって、そこに何らかの方法がなければいかぬ。それがない限りは、電発というものはこれからもなお発展をしていくといふことはできないはずでありますかね。そこでそういう点について電発それ自身として、とりあえずまああなたの石炭火力の話があつたので、私はまだまだ水系別のコストその他について承らなければなりませんが、そういう考え方の点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○藤田進君 今度の九頭竜川電源開発の二ヵ所は四十二年に竣工予定のようだけれども、これはどこに売電する予定になつてゐるのか。
○参考人(大堀弘君) この点につきましては、従来の経緯もございまして、北陸電力に一括して売るというたてまえでございますが、半分の電気は中部電力が受け取るという線で現在話し合ひがでてきております。

○藤田進君 どうも羊頭狗肉のようで、これだけ大きい容量の、これは五万キロワット以上のようなだけれども火力がだんだんと設備があえてくると、調整用ピーク時の大貯水池の水力が必要だ、金利の安い国際復興開発銀行から借りてやる必要があるんだ、こういうふうな、われわれに納得しろといふ書き方なんです。『火力の建設と並行して一定割合の水力を開発することが必要であり、』云々と、これはいま聞くといふと、北陸の火力はそんなに大きくなないと理解している。その後できたなら別だけれども、日本の有力な水源地帯、関西電力などもし調整が必要だというならば、この書き方はいいかもしないが、その辺はよくわからぬ。なるほど低金利だろうけれども、大蔵省の答弁を聞くと、金利がまだきまっていない。借りるめどがついた、こういうことなんです。およそこういう特殊会社で借り、そして議會に対して答弁をし、法改正をする場合には、金利はこの程度で安いのでございます。その他についても時期的には非常に金利の幅がある。これは少々の金利のないですから、わずかの金利がわずかの

間に大きな影響を持つと思う。金利の点もまだ不明確のようだ。実際に内々仮契約ではいかないけれども、これで借りられる。よって国内措置としてはこういう法改正をしてくれというのではない、法改正はしていった、どうもあとあそこが気に食わない、向こうがはずれたといったようなことでは、われわれは原因のない審議をすることになる。以上の二点について電発側から御答弁をいただきたい。

だけるというふうに、見通しについて確信を持つておるわけあります。有利の点はおそらく五分五厘程度の線までやつていただけるのではないか、それで確定でございませんので、私から由も申し上げるべき筋かどうかわかりませんが、私の観測としてはそのような観測をいたしております。

○藤田進君　だから方法論としては、いろいろと政府当局でも、電発でも、大蔵省でも、それぞれ三人に答弁してもらえばなおいいが、国内法の整備をすればかるということであれば、これはJOだつて、意味は違うけれども同様なんです。あるいはその他の国際条約にしたつて同様なんです。国内法のままで改正をしておいて、それから向こうと話を始めて確定するということではなくて、向こうとの諸条件の仮決定をして、その中に彼我の間にわがほうとして國会に問うということについては、どうも勇られないのか。われわれ審議する側としては、不確定なものを前提とする改正ということについては、どうも勇気が出にくい、これが第一点です。なぜそうすることができないのか。

ので、先生のお話もございますが、生
ほども局長から御説明ございましたよ
うに、たいへん時期的に差し迫った問
題で申しわけないと思いますが、この
点はひとつ御了承いただいて、この条
項で承知しましたという状態にして
ただきますことが、話を妥結させるた
めに必要であると考えておる次第でござ
ります。

も遺憾の点がある。こういうことに対する大蔵大臣並びに通産大臣は、日本の本土的に見てアンバランのないようにやつていく、こういうふうに言つれども、北陸は御承知のように水力地帯、これはまあ最近火力のほうが高くなつてと言つてゐることは御承知のとおり。けれどもどうも私的資本の電力会社が開発する場合と電源開発株式会社が開発する場合は、少なくとも資本費については国家資本の導入なり、今度こういう開発銀行の融資なりといつてからすれば、いわば低金利でもあるし、國家財政の優遇を受けている電源開発株式会社だとすれば、火力地帯で、資金その他から見て開発困難である、電源開発株式会社のそもそも設立の目的というものは、開発困難なところ、そして大容量であるといったようなところを国策会社でやつていこうという、電源開発株式会社法にもこの精神は一貫して通つてゐる。だとすれば、北陸以外にピーク調整に必要であり、国家的見地でやらなければならぬところがある。たとえば鳥根県になりますか、先年電源開発株式会社は調査を進めてきたとえば高梨ダム、江川の開発はどうしたので地元がちよつと反対だということを指摘している。困難であればこそ国策会社である電源開発会社がやることになつて、すぐほんり投げてしまつてやる気がない。ほんくはこういうことを実施すれば、適当な地点が相当に浮かんでしまうものも取つ組んでいるのかどう

か、ますますこういうものを読んでみて疑問に思つて、もつと具体的に説明してもらいたい。

○参考人(大堀弘君) 最初の問題は……。

○藤田進君 手順の問題。

○参考人(大堀弘君) 手順の問題といつましても、相手が銀行でございまして、金を借りる立場でございますから、条件をそろえませんと調印まで持つていくことがむずかしいと考へるのでございます。そういう意味で私ももとの法案の取り扱い等につきましては、よく事情がわかりませんでございますが、私どもの立場から申します

れば、この条項を御了承いただきませんと、内容的には相当煮詰まつた段階にまいつておりますが、この点に責任で申し上げますれば、条件がそろえれば九月までも話がまとめて得るといふ確信を持っておりますが、この点について、はなはだ申しわけございませんが、ひとつの点を御了承いただきたいと考えておる次第でございます。

○藤田進君 関連ですから、私の質問のときやりますが、そうするとあれで生御指摘のとおり、私もちょっと先ほど申し落しましたのでございますが、今日いわゆるOTMと言つていてあの時代に比べますと、確かに水力の地点としては非常に一そうむずかしい地点が多くなつておりますが、最近の新しい方向としましては、工業用水あるいは上水道、治水、農業関係、その他の総合開発といった見地等から見ましても、一つのセットとなつた借款条件と

いうものは向こうは一向に進めない、あつて確信が初めてつくのだろうと思つて、国内法を要請されるにはそういうふうに決まります。このただいま問題になつて

か、ますますこういうものを読んでみる点につきましては、相当大きなものをわれわれとして取り組んでいかなければなりませんと考えておる次第でございます。江川につきましても、決して今日問題にしていないわけではございませんで、実は社内におきましては検討いたしました。吉野川の地点、あるいは中京方面の問題、その他総合開発の見地で検討を進めている地点も相当ございまして、これらにつきましては、何と申します。それでも、私どもだけの電気の立場からだけで開発に着手できない問題がござりますので、その他の工業用水なり、その他の水の利用なり、治水なり、そういう面での話し合いを調整いたしませんと、話になりませんか。それだけで、他の工業用水ながら、多少時間はかかるかと考へております。しかし、これはわれわれの担当する非常に重要な仕事であると考へている次第でございます。

○藤田進君 関連ですから、私の質問のときやりますが、そうするとあれで生御指摘のとおり、私もちょっと先ほど申し落しましたのでございますが、今日いわゆるOTMと言つていてあの時代に比べますと、確かに水力の地点としては非常に一そうむずかしい地点が多くなつておりますが、最近の新しい方向としましては、工業用水あるいは上水道、治水、農業関係、その他の総合開発といった見地等から見ましても、一つのセットとなつた借款条件と

いうものは向こうは一向に進めない、あつて確信が初めてつくのだろうと思つて、国内法を要請されるにはそういうふうに決まります。このただいま問題になつておる点について電発と各

もこの総合開発の立場からやるべき地點につきましては、相当大きなものをは、地元においてのいわゆる補償問題で、実は社内におきましては検討いたしました。吉野川の地点、あるいは中京方面の問題、その他総合開発の見地で検討を進めている地点も相当ございまして、これらにつきましては、何と申します。それでも、私どもだけの電気の立場からだけで開発に着手できない問題がござりますので、その他の工業用水なり、その他の水の利用なり、治水なり、そういう面での話し合いを調整いたしませんと、話になりませんか。それだけで、他の工業用水ながら、多少時間はかかるかと考へております。しかし、これはわれわれの担当する非常に重要な仕事であると考へている次第でございます。

○藤田進君 関連ですから、私の質問のときやりますが、そうするとあれで生御指摘のとおり、私もちょっと先ほど申し落しましたのでございますが、今日いわゆるOTMと言つていてあの時代に比べますと、確かに水力の地点としては非常に一そうむずかしい地点が多くなつておりますが、最近の新しい方向としましては、工業用水あるいは上水道、治水、農業関係、その他の総合開発といった見地等から見ましても、一つのセットとなつた借款条件と

いうものは向こうは一向に進めない、あつて確信が初めてつくのだろうと思つて、国内法を要請されるにはそういうふうに決まります。このただいま問題になつておる点について電発と各

か山のものかわからないのに、国内法を先に改正いたしました、いかがでしようか、貸してくれますか、ここから交渉を始めていくという、そんな不安定な状態での法改正というものは、私は態度としてとりたくない。

○参考人(白石正雄君) ちょっと補足的に御説明申し上げます。まことに貸し付けの条件もはつきりしないのにお願いを申し上げているとおりだと思いますが、金利につきましては、従来世銀理事会が貸し付けを決定したときのニューヨーク金融市場の金利を基準として決

定するというようなことになつて、ようございまして、したがいまして、そのときのニューヨーク金融市場の金利が幾らになるかということにおいて決定せられますので、たゞいまのところ、金利が幾らになるかとということを申し上げることはできない、こういう事情でございます。その見通しといたしましては、先ほどから申し上げておりますように、前回の電発が開銀を通じて借りました金利よりも安くなりましたところの金利等を考えておりますし、やはり道路公団その他が借りましては、その程度になるものと期待できますので、今日の段階におきましては、さよう御了承願いたいと思うわけでございます。

○向井長年君 両委員の質問に若干関連しておりますが、特に電発の基本的な開発の問題について、先ほど大堀副総裁から九電力の水力等の開発が困難なところを国策的に開発していくべきだ、こういうことが中心になつておなが、ほかの地点について電発と各

電力会社との間にそういうたった点についてございましたが、その辺は、最近は何と申しますか、広域運営的な精神が非常に徹底いたしまして、現在のところ電発と電力会社の間にトラブルがあるといふうには全然聞いておりません。以上でございます。

○参考人(大堀弘君) ただいま公益事業局長からお話をございましたとおりでございますが、私も多少九頭竜の問題が処理されます段階で関係しておりました一人でございますので、ちょっとと申し上げますと、これは相当大きな金が必要ですが、電気の質から言いますと、先ほど藤田先生から御指摘ございましたのように、かなりピーラーをとる目的のダムでございますので、これは北陸電力として、こういった大きな投資をやるということが非常に会社の経営からみてむずかしいではないかと、これは電源開発会社が担当することになりますて、電気を北陸その他に分けていくという方式が結果において非常によかつたと考えている次第でござります。

○向井長年君 いま局長から北陸電力が資金的に困難だと、こういうことの見通しのために電発というよう言いわれておりますが、当初北陸電力は自信をもって、資金的に裏づけをいろいろ考えつつ開発しようとして対処してきました問題であろうと思うんですよ。しかも、その当時は、いわゆる福井の地元

も非常に歓迎をして、北陸電力に対する開発を非常に強く希望しておった。補償の問題まで入った話し合いで進めておつた。こういう経過があると思うんです。さらに電発のこれに対する開発という問題が出てきて、その中で電発の補償問題が出てきたときに、いわゆる北陸電力の補償を電発の補償と見比べて、これでは電発のほうが非常に有利である、したがって、電発のほうの開発を希望しようというか、こうで、非常に地元の考え方方が補償問題から強く変わってきたと、こういう傾向があると思うんですよ。国策会社と言われておるが、こういうところが補償を地元の要望に従つて高く出す、他の配電ではやはりいま言つた資金的な問題があるから、非常に低い形でしか補償できない。こういう一つの補償問題からくるいろんな問題がそういう形においてきめられるということは、これは根本的に誤まつておるのではないかと、こういう考え方なんですが、そういう資金は北陸電力は無理だから、お前のところはやめると、こういうかつこうである程度強硬に電発に持つていったのかどうなのか。

○政府委員(宮本惇君) 確かに御指摘のよう、当時は福井全県をあげて北陸電力がやれという一種の政治的猛烈なバック・アップがあつたことは事実でござります。また際、長老の調停案が出たことも事実でございます。しかししながらその後、冷静に北陸電力が考えました場合に、富山火力をやりますために、資金的余裕もなくなつてしまい

りましたことと、それからまた公平に見まして、当時北陸電力がこれだけ大きなものをやるのは、われわれから見ても無理ではないかと思つておりますが、だんだん冷静になつてまいりますと、むしろ富山火力をやり、そして電発に譲ろうということになつたので、決してわれわれが頭から補償費日当で云々というようなことと決めたわけではなく、その後北陸電力が実は調停案の線よりさらに下がりまして、富山火力のほうをやるということで、結局電発に譲ったわけでございます。したがいまして、政府といたしまして、これに圧力をかけたというようなことはございません。

○政府委員(宮本博君) 確かに御指摘のように九頭竜の場合、あるときにおきまして明瞭に競合いたしたわけでござりますが、その後電発が御承知のよう広域運営の場におきまして、それぞののプロック協議会の中で、最近非常に円満に各電力会社と話し合いをしておられまして、確かに九頭竜のときは御承知のように競合がありましても、その後はそういうことはございませんし、またわれわれといたしましても、そういうことのないようになります。したがいまして、今後どういう地点がいいか、電発自身でいろいろ調査地点をお持ちでございましょうけれども、これは電発から御発言いただいてけつこうであります。が、九電力との間に水力地帯の取り合いいという事実は、現在のところは全くないと申し上げていいのではないかと思ひます。

しますか、いまお話をありましたよう
な工業用水あるいはかかるがい用水、あ
るいは上水というようなことで、ある
程度事前に相当な各省間の調整をつけ
るわけでございます。大体幹事会があ
りで調整がつきまして、それが本審議
会に上がるという形が多いわけでござ
いますが、確かにこの調整審議会で調
整をいたすということになつておるわけ
でございます。ただ、どうしても調
整がつかない場合には、これは調整
がつしまでその決定を次の審議会まで
延ばすということをやつております
が、確かに調整審議会にかけるため
に、やはりその間のいろいろな話し合
いが行なわれておることは事実でござ
います。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

うに高い建設費を要する段階になつてまいりますれば、それ相応にコストも高くなる。同時に販売電力料金というのも引き上げざるを得ない。そういうことがあなたのほうの資料にある販売電力料金のキロワットアワー当たりの単価という形になつてあらわれてきておるものだと、こう思つてあります。さらにまた、先ほど大堀副総裁の話もありましたが、石炭火力ということになりますれば、これまた同様に九電力が手をつけないもの、どうしてもコストが高くなるという前提で手をつけないものを電源開発がつけるということになりますれば、これまで電源開発それが自身の経営の運営、その企業としての将来ということになりますと問題が出てくる。おそらくいまのままで推移をいたしますれば、ますますこの電力の単価というものが上がらざるを得ない。しかし、これは買う相手がおって初めてそこにその必要性が生まれてくるわけがありますからして、売電をする際にあたつての話し合いというものも問題になつてくるし、それやこれや考えてみますれば、結局せんじ詰めて言つて、やはり大蔵省が一体これから電源開発にどういう考え方を持っているのか、そしてまたどの程度の協力をしようとしているのか、また電源開発それ自身の目的と運営に対してもどうな考え方を持つておられるのかと、そういうことが問題になつてくるのではないかという気が私はするわけです。そこで、きょうは私は局長さんに来ていただいて、大蔵省の話を承つて、私の意見も述べて御意見を承らうと思つたのであります。が、あなたも長い間大蔵省におられて、十分どのような

考え方を大蔵省自身が持つておられるかと、うことはみずから知つておられること思うので、あなた自身経理担当の理事として、これから電源開発株式会社の行くべき方向、そしてそれは特で恐縮ですが、どうも本会議との関係で時間がなくなつてまいりましたし、ここで私があまり長い間こまかい問題に触れてやると、これは本会議間に合わないということになると、あなた方もお困りだらうと思うのです。そういう意味で集約して、まあことばをはしゃつて聞いておるわけだが、ひとつ私の聞こうとするこの意味を十分お聞き取りいただいて、あなたのお答えをこの際承つておきたいと思います。

○参考人(白石正雄君) 私個人に対する御質問のようございますが、まあ個人的なことを申し上げて恐縮でござりますけれども、率直に申し上げまして、私いままで電気事業にいきましたので、まあ税の面あるいは予算の面で大蔵省におりましただれども、電気事業につきましては全くしろうとあつたわけでござります。昨年電発にまいりまして、皆さんの教えに従いまして、銀との関係もあって、具体的にここで表明ができないのだろうということは、すか、国策の線に沿うてどのようにその使命を果たしていくかと、そういうふくまして、理事の一人といひましたて、目下勉強いたしておるという段階でござります。したがいまして、私がいまここに電発の将来をどうするといふような個人的な見解を実は申し上げておきます。

○大矢正君 まあ私も時間があれば、あなたは経理担当理事として、実際の今日までの決算状況や、それからまたその将来の展望等について承つて、そういう中から結論を導き出して、最終的な私の質問をしたいという考え方でございましたが、それを許されない段階にありますので、その点はまあ省略をいたしますし、また先ほど藤田委員も盛んにあなたに言つておりますとおり、こういう法律の改正があるにもかかわらず、まだ話し合いの段階で、金利が幾らだということも答弁もできないという中で、私どもこの法律の是非を論ずることは本来私はおかしいのじゃないかという気がいたしますが、まああなたのほうもいろいろと世銀との関係もあって、具体的にここで表明ができないのだろうことは、その状況とは変わつてまいつております。そこで、電源開発というものをどうふくまじめに新しい時代に即応して活用するかという問題については、われわれとしても今後検討を重ねてまいるべき段階に来ていると思っております。

○藤田進君 大臣が見える前、私ども注文をしていたのですが、以下申し上げることについて、ひとつ正確に御答弁をいただきたい。
その第一は、今回、通産大臣所管の法案について、いろいろありましたのが、電気事業法しかり、ことにただいま審議中の電源開発促進法の一部改正案は、五月に入つて、たしか十五日でございまして、電發の考え方としたしましては、先ほどから大堀副総裁から申し上げましたよくな方向で私どもが、非常に抽象的なものの尋ね方をして恐縮ですが、どうも本会議との関係で恐縮ですが、どうも本会議との関係で時間がなくなつてまいりましたし、ここで私があまり長い間こまかい問題に触れてやると、これは本会議間に間に合わないということになると、あなたの方もお困りだらうと思うのです。そういう意味で集約して、まあことばをはしゃつて聞いておるわけだが、ひとつ私の聞こうとするこの意味を十分お聞き取りいただいて、あなたのお答えをこの際承つておきたいと思います。

○大矢正君 まあ私も時間があれば、あなたは経理担当理事として、実際の今日までの決算状況や、それからまたその将来の展望等について承つて、そういう中から結論を導き出して、最終的な私の質問をしたいという考え方でございましたが、それを許されない段階にありますので、その点はまあ省略をいたしますし、また先ほど藤田委員も盛んにあなたに言つておりますとおり、こういう法律の改正があるにもかかわらず、まだ話し合いの段階で、金利が幾らだということも答弁もできないという中で、私どもこの法律の是非を論ずることは本来私はおかしいのじゃないかという気がいたしますが、まああなたのほうもいろいろと世銀との関係もあって、具体的にここで表明ができないのだろうことは、その状況とは変わつてまいつております。そこで、電源開発というものをどうふくまじめに新しい時代に即応して活用するかという問題については、われわれとしても今後検討を重ねてまいるべき段階に来ていると思っております。

検討する意味で、内閣に調査会を設けてこれからやつていくことなどな
んだが、あわせて水力開発にあたって
は、特に近時ピーカ調整という役割り
は大きい。したがつて、大容量貯水池
を必要とするといったようなことであ
るといいながら、いわゆる水主火從一

涉でまとめてもらつては困る。やは
り、わがほうはわがほうとしてのき然
たる態度で交渉を進め、妥結をして、
借款の成約をしていただきたい。
以上、希望かつ政府の御所信を承り
まして、私の質疑はこれで終わりま
す。

関係、あるいはまた電力会社との調整等の問題がいろいろございまして、まだ具体化いたしておりませんけれども、積極的に前向きにこの問題を解決するよう努めをいたしまして、こういうような地点の開発を進めてまいりたいという考え方でございます。

電源開発促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

水力地帯にコストその他の点で開発会社、特殊会社の開発というものが振り向けられてきた。しかし、ほんとうに調整を必要とする火力地帯というか、特に西の地帯ですね。こういうところには電源開発株式会社の開発というものは宮崎方面で若干、四国の四万十川

なお借款をいたします場合には、金利その他の条件は、できるだけわが方に有利にするよう努力することはこれは当然でございまして、御指摘のように法案が通つたからもうあとはどうでもいいというような考え方ではなくて、できるだけ日本にとって、また電

なお本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

その他で若干あるにすぎない、これでは羊頭狗肉と言われてもしかたがない。今後はもっと水力というものを、これに派生する補償、その他はもうすでに議論いたしましたとおり、強力な措置を講じられて、そうして水力への依存度を減らすこと、二同時に、これ

今後そのようなことのないよう、お示しのとおり、あとの人がかわられるというときにも、十分申し伝えておきたいと思います。

それから今後のこの開発の問題に關連をいたしまして、いわゆる火主水逆

発にとても有利な条件で借入ができる
ようすに通産省としても十分な指導を
いたしてまいりたい、かようを考える
次第でございます。

○委員長(前田久吉君) それでは参考
の方々に対する質疑はこの程度にと
どります。

○委員長(前田久吉君) 街異議なしと認め、さよう決定いたします。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕
○委員長(前田久吉君) 御異議がないと認め、さよう決定いたします。
午前の審議はこの程度にとどめ、午後は二時まで再開することとし、これにて暫時休憩いたします。
午後審査五十二分木頭

拡大方向を持つことと同時に、これが地点の選定にあたっては、以上申し上げました真に目的に沿う電源開発株式会社としては方策をとつていただきたい。たとえば江川であるとか、たとえばこれは多目的でやると言われておりますが、あの大水力包藏力を持つていい。たとえば吉野川であるとか、これはぜひ今後の日程に早急にひとつのはせていただ

そういうような傾向になりつつあるが、しかし電発をいたしましては、どうしてもこの水力問題の開発というところに一つの重点を見失わないようにしていかなければならぬのではないか、こういう御趣旨かと存ずるのであります
が、確かにピーク時の電力を供給するという立場から見まして、電発が一
そうやはり水力の問題に力を入れるこ

参考の方々には、御多忙中ますことを御苦勞様でした。厚く御礼申し上げます。

他に御発言もなれば、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。——別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長前田久吉君　御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

午後七時三十八分開会
○委員長(前田久吉君) ただいまから
商工委員会を再開いたします。
まず、委員の異動につき御報告いた
します。
本日、戸叶武君が辞任され、その補
欠として中田吉雄君が選任されまし
ます。

第三には、今後開発銀行との借款交渉をさらに煮詰めるとの由のようではありますかが、聞くところによると、金利はまだ不確定、しかし借款の公式的なものに沿ってきまるだらうというにすぎない。われわれは国内資本、民族資本といふものを十分考えたいが、この際借款をするということであれば、法改正も済んだという安心感で安易な交

とは必要かと考へております。お示しを願いました江川とか四国の吉野川などさいますが、これにつきましても、電発としてもまた通産省といたしましても、できるだけこれを実現するというか、開発に着手いたしたいと考えまして準備を進めておるのであります。これが御案内のとおり補償の問題でありますとか、その他の地元との

御意見のあります方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

御意見のあります方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 次に、日本電気計器検定所法案を議題といたします。
まず、政府委員から補足説明を聴取いたします。馬場工業技術院長。
○政府委員(馬場有政君) 日本電気計器検定所法案の提案理由とその概要に

つきまして、補足説明させていただきます。

われわれの家庭にござります積算電力計その他の電気の取引に使用する電気計器を、取引用電気計器と申しておりますが、これらの取引用電気計器は、

電気の取引の基本になるものであり、それが正確なものであることが、国民生活の上から強く要請されるわけであります。

したがつて、取引用電気計器につきましては、一品ごとの検定を通商産業大臣が行ない、これに合格したものでないと使用できないことに、電気測定法によつて定められております。この検定は、現在工業技術院の電気試験所が行なつてゐるわけですが、電気計器の公差、検定および検定手数料に関する件という勅令によりまして、主務大臣が指定した公共団体または公益法人に対して、検定の前提となる計器の試験を委託し得ることとなつてお

り、この指定試験機関の試験に合格したものにつきましては、国が検定を行ないます際に、試験を省略し得ることとなつております。現在指定試験機関といたしましては、東京都及び社団法人日本電気協会が指定を受けておりま

す。近年の検定件数は着実な増大をしており、かつ、電気計器の精密化、大容量化、多様化の傾向は著しいものがであります。今後、電気計器検定を能率的に行なつていくためには、現行検定体制の抜本的改革をはかり、電気計器検定のための近代的かつ能率的な体制を確立する必要があると考えるものであります。このような観点から、電気試験所から駐在官を派遣いたしまして、この両機関に対しましては、電気試験所から駐在官を派遣いたしまして、駐在官が試験の監督等を行なつて、いるわけであります。

以上のような体制で、長年にわたつて取引用電気計器の検定が行なわれてまいつたわけであります。年間五百万件近い検定を行なつて行く上に、各種の問題が生じてまいつております。現在、検定の前提となる試験につきましては、先に申しましたように、

つきまして、補足説明させていただきます。

○近藤信一君 新法人は光
ておる次第でござります。

ておる次第でござります。
○近藤信一君 新法人は当然独立採算制をとるということになりますれば、私がいま申し上げましたように、これは検定の手数料を上げるとか、または検定業務を合理化していくといふことが考えられる。その場合に、首切りや資金ストップというふうなことが出てくるのではないかということが、一方においては心配されるわけなんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(馬場有政君) 先ほども申し上げましたとおりに、これが設立されます来年におきましては、大体五百十萬件程度の検定の量が必要と思われるわけでございます。これに要します必要な人員は約千二百名と考えられるわけでございまして、現在電気協会及び電気試験所のこの面に従来しております実人員は大体千百名、少し足らぬといふことになつておりまして、そのためには合併をいたしましても、人がむしろ少し足りないというような形が出てきておるわけでござります。したがつて、この新法人をつくりますために首切りその他を行なうということは絶対ない、こういうふうに考えておるわけでござります。

○近藤信一君 ただいまの御説明からいきますと、人員はまだ不足しておるくらいではなかろうかと思うのであります。千二百名というところに千人くらいしかないわけなんで、そういう点も考えますと、合併したからといって首を切られるというふうなことは心配はないようでもあるわけですが、特に今度の法案が提案されましてから、電気試験所の職員は、新しい法人に移行するということに対しましては賛成

をしておる職員もあると聞いております。しかし、職員組合のほうは、移行することには全面的に反対して、いろと私どものところに陳情が来ておるわけでございますが、そういう職員組合と電気試験所の職員との全く相反した意見に対し、一休どのような判断をしておられるのか、この点をお聞きしておきたいと思います。

試験所の中におきまして、その研究業務とそれからこういう検定するという定量的な、しかも膨大な量をこなしてまいります仕事というのが性格が少し違っているわけでございまして、そういった仕事が一緒にいるためのいろいろな問題、そいつたものから離れまして、一つの単一な目的の法人に移る、それを使命といだします法人に移るということとのための何と申しますか、一つの誇らしさと申しますか、考え、そういうもの、あるいはこの場合に、先ほど追加説明の中でも御説明申し上げましたが、こういう公務員のベースを上回る待遇が得られるというようなこと、そういったことが賛成の理由になつていると私ども考えております。次第でございます。

と全く逆な話を私どもは聞いているわけ
けなんで、正確にあなたのほうが御調
査なさって判断をされたのかどうか。
また、このことにつきまして、そういう
ふうに一応新法人に移行されるわけ
でございますから、今日まで何回も組
合との間に団体交渉というふうなもの
が持たれていると折衝をしてこら
れたものと私は判断をするわけでござ
います。が、そういう点についてはどう
のような措置をとつてこられたのか、
ひとつお聞きしておきたいと思いま
す。

○近藤信一君 今まで通産省に勤めておられた人たちが今度特殊法人のほうに移行するということは、私は、その立場に立つて考えますと、非常にいろいろな問題があるうかと思うのであります。やはりこういう問題に對しましては、当局としても十分職員の諸君が納得するようなことではねれば、気持ちよくいけるものでもないし、さらに、いろいろと私どもの聞いておりまする範囲から判断をしますると、団体交渉に出ても、なかなかわれわれのことと聞いてくれない、一方的にどうも押しつけられて困る、こういうふうなことも言われておるわけでございますが、そういうことを私どもが聞きますると、その法案には若干の無理があるのじゃないか、こういうふうにも判断ができるわけでございますが、今までこの件について何回くらいの団体交渉を持たれたのか、この点はどうですか。

た、熱意と努力を重ねまして、いろいろと組合なり職員の了承を得るべく努力してまいったわけでございますが、その結果は、先ほど院長が御説明いたしましたような現況に相なつておるわけでございます。私どもとして、できるだけの説得といいましょうか、努力を重ねてきたつもりでございます。

○近藤信一君 いろいろといままで数え切れないほど、何回も団体交渉を全商工とも持たれ、さらに試験所の職員とも持たれ、さらに地方の職員とも持たれて、いろいろといままで熱意を尽くしてやってきた、こういうことでござりますから、私はこれ以上お尋ねいたしませんが、新しい検定所が設立されために今度統合される電気試験所と、それから電気協会では、従来職員の待遇が違つていると私は思うのです。なぜならば、一方は公務員のベースでございまするし、片方は民間のベースでございます。したがいまして、このアンバランスをどのように方法で今後是正しようとしておられるのか、これは私は重大なことだと思うのです。統合によりまして身分が移る場合に、両者から來た職員の待遇が違うと、こういう結果になりますれば、せっかく統合いたしましたけれども、内部に融和となければならぬと思うのですが、その両者の待遇上の問題で違つておる点を、今後どのようにあなたのほうでは愉快に働いていける、こういうことで解決していくかようとしておられるのか、この点はどうですか。

対しては公平でなければならぬ、
こういうふうに考えておるわけでござ
ります。それから同時に、従来の身分
上のいろいろな利点があるわけでござ
いますが、それが相互においてそれぞ
れ不利益にならないように、こういう
のが基本的な考え方でございます。それ
で、この詳細な問題につきましては
数字を用いまして部長のほうから御説
明さしていただきたいと思います。
○説明員（小林貞矩君） 御指摘のよう
に、この特殊法人設立、一種の合併で
ございますので、とくに合併をやりま
したときに、出身別による差別扱いと
でもいいまじょうか、そういう問題が
うまくいかない場合には、せつかくの
合併の効果が發揮できないというよう
なことも間々あるよう聞いておりま
すが、この特殊法人の場合には、いさ
さかもそういうことがあってはならな
い。特殊法人設立のねらいは、あくま
でも一本化による能率的な、機動的な
運営ということでございますが、さよ
うな意味で、職員の身分が出身による
差別をいさぎかも受けないというよう
な所存でござることでございま
す。さような意味で、給与の問題につ
きましては、現状を申し上げますと、
大体電気協会のほうの給与は、電気試
験所の給与よりも平均いたしまして約
二割五分ぐらいたつておるわけでござ
います。したがって、そういう給与水
準まで上げるというようなことは、ぜ
ひ公平の原則の上に立つてそれをやり
たい、かように考えておるわけでござ
います。

ほうちから特殊法人に参ります職員の場合は、これは一般的の公務員の退職基準よりも五割増しの退職金をもらうわけですが、したがって、この公務員出身の人たちについては、一応退職金の問題については、国の機関から離れるときは解決するわけでございますので、新法人に移りましてからは、勤続年限等の計算、全く一からスタートするというような方法をとるのがいいわけでございますが、これに反しまして、電気協会の場合には、これまた、公務員の原則にならいましてやはり退職金を払っていく。そうして特殊法人で新しくスタートする。かような構成をとりたいというふうに考えておるわけでございますが、これには、電気協会のほうはもちろん申し上げるまでもなく、バランスは黒になつておるわけでございますが、当然支払うべき退職金引き当てのバランスシート上の財源はあるわけでございますが、現金の問題が残るというような問題等もございまして、その点は金を借りてくるなり、あるいは社内預金的やり方をするなりいたしまして、その間、両者のバランスをとって、退職金の問題についても、両者差等がないようにしていきたい、かように考えておるわけでございます。

○近藤信一君 同じような民間の経営が合併する際ですら、同じようなバランスで同じような会社が合併した場合にでも、いつまでもそういう問題があるといふ合併の会社というものを、私どもしづらば耳にしておるわけなんです。特

に今度の場合には、いわゆる公務員と民間と全く違った立場の人たちが一緒にいるわけでございますから、私は、待遇上の問題におきましても非常に問題になるであろうかと思うのであります。特にこれを統一する場合に、少なからずとも、そんなことはないと私は思うのですが、ベースの古いほうにそろそろ和をはかる一つのあれかもしませんが、そんなことは私はないと思想います。やはり統一される場合には、高いほうに統一されるであろうと私は信じておるわけでござりますが、こういう問題点、今後の問題で非常に困難な問題点、いわゆる派閥的な問題が起こつてくることを私は心配するのですが、そういう問題についてはいかがですか。

○政府委員(馬場有政君) これは、私どもも非常にその御指摘の点についても、十分な留意をしなければならないと考えておるわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたとおりに、待遇その他についても差別をしないと、いうように申し上げたわけでございますが、特にこの特殊法人をつくりまして、一つの大きな目的が、これによって機動性を發揮し、能率を向上しようということとございますので、人の和というもののについては、十分な考慮を払う必要があると私どもは考えております。次第でございます。

○近藤信一君 日本電気計器検定所の資本金は国と電気協会からの現物出資となつてゐるようですが、國と協会の現物出資は幾らくらいになつておるのか、この点をおわかりでございましたならばお聞かせ願いたいと思

○説明員(小林貞雄君) 法律に、現在試験所あるいは電気協会が検定の業務に使っております資産を現物出資するというふうに書いてあるわけございまして、さような意味で、具体的な、この資産が出資の対象になるかどうかというのは、今後設立委員等で精細に調べて、また評価をいたしまして、評価にあたりましても、評価委員会といふような客観的な公正なものをつくらまして、その評価を待つわけでございますが、さような点からいまして、決定的な数字はここでは実は申し上げませんけれども、私どもが一応概算としたいたしまして試算したところを申し上げますと、電気試験所につきましては、現在持っております資産から減価償却引き当て金を差し引きました残りの資産、いわゆる純資産と称するものでございますが、これが約五億でござります。それから電気協会のほうから償却引き当て金を差し引きました残りの出資でございますが、これは、あるいは流動資産の中から固定負債、流動負債を差し引きまして、さらに減価償却引き当て金を差し引き、さらに職員の支払うべき退職金を差し引きますと、約一億円の出資金が、純資産の出資金として電気協会からこれに出資されるわけでございます。したがって、合計約六億円の金が、この特殊法人の純粹の純資産というものに該当することになります。

1000

くそうして、設備等も非常に重複して弊害を生じておる、こういうことを言われておるんですが、本来これはやはり通産省が行なうものである。で、便宣的に現在までは、電気協会なり東京都に委託してそれを行なつておった、こういうことであらうかと思うのです。したがつて、根本的な問題を考えますならば、現状において一つの機関でやろうとするなら、通産省のいわゆる試験所でその他のものを吸収してやるというのが、たてまえでなかろうかと思うのです。で、特殊法人をつくるということになつておるんですが、こういう点は本来、この試験は政府、いわゆる通産省の試験所で行なう、こういったままをとつていくのが妥当ではないか。そういうことについて政府はできないということは、やはり予算上の問題とか、あるいは不確定ないわゆる計器台数の問題であるとか、いろいろそういうことが理由になつておると思うのですが、この点、私は決してそう不確定ではないと思うのです。というのは、メーターの検査の推定というのは伸びておる。それに対する台数の年間の伸びなり、あるいは再試験台数なりは、ある程度、年間推定どれかと思ふのですよ。そういう点、どういうように考えておられるか。根本論の問題ですが、いかがでしようか。

一つの考え方であると思っておりま
す。ただ、私たちがこういうような今
度の法案を出しましたゆえんのもの
は、それぞれそういうように国が責任
を負うべきものであり、国がやるべき
ものであっても、しかし、仕事の内容
によつては、この種の法人をしてやら
しめる場合のほうが、より有効であり
効果的であるものもあり得ると私は考
えておる。何をこの問題だけではござ
いません。たとえば日本消防検定協会
というのがあります。消防器具につい
てのいろいろの問題をやるのであります
。これも公共の利益を守るという意
味合いからいたならば、これは非常
に大事なものだ。むしろ国家公安委員
会その他消防関係というようなものが
国でやつている以上は、むしろそこへ
統合してやるべきではないか、こうい
う議論が成り立つと思うのであります
。しかし、この問題につきまして、最も、やはり日本消防検定協会といふよ
うなものを設立をいたしまして、これ
をやっておるわけでござります。また、通産省関係といつてしましても、最
近特にその需要があつてまいりました
高圧ガス・ポンベの問題がございま
す。これも自動車にも使われるようにな
りましたし、また、みな消費者がいろい
ろたくさん使っておられるというもの
でありますから、これも非常に重要な
一つの問題であろうと思うのであります
。これの保安その他に関するような
問題をやはり高圧ガス保安協会という
ようなものをつくりまして、そして、
そこでやつておる。これは皆さん方に
も御協賛をいただいて、私はこういう
ことをやつておると考えておるのでござ
いますが、そういうようにものに

よっては、必ずしもその役所の直属ではない。その事の性質によつてどちらがいいかということを考えてやつていいのではないか。だから私たちには、その置かなければならぬといふものではございません。その場合に、通産省としては、これはもう厳重な監督をしながら処理をいたさなければならぬといふことを考えておるわけですが、何でもこういうものをつくつたからもううれでわれわれの責任は足りた、野放しにしていいんだ、こういうような気持ちでおるわけではございません。十分監督はいたしますが、そのほうがより能率的である、効果的である、こういうような一応の考え方、それは、先ほどもちょっと御答弁申し上げたのであって、予算その他の関係からいって、フラクチュエートするこの検定の仕事について、予算などで縛られるよりは、むしろ、こういうような姿にしておいたほうが能率的であるのだ、こういうふうのような考え方に基づきまして、私はちはこの法案を提出いたしておる、こういうわけでございます。

体出せると思うんですね。これらの事項を増加、あるいはまた、再検定のころでいう問題につきましては、若干の増減はあるつてもこれは推定はとれる。だから、それにに対する手数料でなかなかうるさいというか、こうになつておるわけなんですが、これは一台ふえたからもうやさなければいかぬ、十台ふえたからもう一人ふえたからねばいかぬというのではなくて、ある程度の日常の人員と、あるいは試験の増減という問題から考慮すれば、これは法人になつてもやはり予算は立てていかなければならぬし、ただ問題は、政府が直轄した場合に、その人員の増減なり、あるいはその予算といふものがやはり年々にきめていくといふことになれば、そういうことが理由になつておるのか、その他理由があるのかですね。これはどうもわかれわれ、それだけでは納得できないわけなんですがね。その点、もうちょっと具体的に説明を願いたい。

臣の答弁にございましたように、メーターの増加状況というものは、年々の全体としての増加率を見ますと、一応安定した増加率を示しておるわけでございますが、これが実際、年間どういうふうに入つてくるかといいますと、修理会社の資金繰りの問題、電力会社の資金繰りの問題等からいって、非常にいい力的なやり方をする方法が非常にいいのではなかろうか。現状を申し上げますと——実情を申し上げますと、牛般來御説明申し上げておりますが、に、現在電気試験所と電気協会と二本立てでやつておりますが、それぞれの担当しておりますメーターの検定の消化量を見てまいりますと、国のはうでは、やはり予算定員で縛られてなかなか立ふやせない。したがつて、増加しきず化量を見てまいりますと、国のはうでは、やはり予算定員で縛られてなかなか立ふやせない。したがつて、増加しきずメーターの検定は、もっぱら電気協会のほうで消化してもらうというのが現状でございます。その辺の事情から御勘案いたしましても、この検定の仕事を国でやるということがはなだ適さないというような感じになるわけでござります。

いいのじゃないか、かように考えられるわけであります。

特殊法人と申しますものは、人事権につきまして、あるいは業務の監督の面におきまして、厳重な国の監督ができるわけでございまして、一般の民法の公益法人よりははるかに厳重な国の監視ができるようになつておりますので、さような点を考えてまいりますれば、必ずしも国でやることが適当、や

うものが起るおそれがある——とれないとは申しません。るべきものはるべきであります。そういうおそれもあるからということでありまして、とれないからという理由じゃなくして、とれないおそれがある。これはおそれがあることだけは間違いないと思ふのであります。そういう意味で申し上げておるわけでございます。

員会できめるというような規定がないわけでありますし、総会の規定もなない。どういうところでおきめになつておこうとするのか。むしろ、そういうふうになつてまいりますと、ねらつていらっしゃることは反対の方に向かっていくんじゃないかという心配が考えられるわけなんですが、その点について伺いたいのです。

ますが、これはわれわれは、この法案の趣旨でも明らかにしておりますよろしくに、いわゆる、この電気計器の検定という業務が中心でございます。その業務を大きくはずれるものであれば、これはわれわれとしても、たとえ役員会議があつてきまつても、われわれは認められるわけにはいかないので、これがよそとのほうへ逸脱するようなことがないようになりますが、これはわれわれは、この法案

あるわけでございますが、現物出資のほかになぜ出資を行なわないのか。特にそのことを本法の中に規定しなければならなかつた理由というものはどこにあるのか、この点はどうですか。

○説明員(小林貞雄君) 御指摘のよろ

10.000-15.000 m²

なくして、もじろ厳正な運営ができる民間機関で、半官半民機関でやつたほうが適当ではなかろうか、こういう考え方方に立っておるわけでございます。
○向井長年君 その後段はまあ大体了解できますが、前段の予算に縛られ

わけですが、大臣はいまの答弁の中
で、まあ今度の検定所になれば、予算
あるいは財務諸表そのほかについては
認可なり承認ということになつて、か
なり自由に動けるから、ということが一
つありました。それから、いま一つの
自問つたことは、今までの

説明の中でも申し上げておりますが、事業の内容については、もちろん認可をいたすわけでございますから、一応の予算というものがあるわけでござります。しかし、それは一応われわれが推定して、大体これくらいのものが必

督の責任ではないか、また、そういうふうに指導をいたしてまいりたい、かのように考へておるわけでござります。
○鈴木一弘君 役員会を設けなかつた理由というのは、どういうわけですか。

験所なり電気協会が持つております現
有施設を出してもらえば、あとは適
正な原価を反映してまいります手数料
によりまして、その手数料によつて純
立採算制を保つていく、かような意味
の、いわば国との財政的なつながりは

がそんなことを言うのはおかしいと思う。本来の業務であるならば、その予算を十分通産大臣がそれに対してもはり要求し、とらなければならぬ性格のものであって、みずから予算に縛られてというか、こうで業務を民間に委譲していくという。この考え方は、この根本的な考え方方はやはり誤りじゃないですか。通産大臣、どうなんですか。
O 国務大臣（福田一君）まあ、いまおっしゃる向井さんの言われるのは、筋論として一つの筋であると私は思つております。しかし、実際、私らが政治をやっておりますというか、通産行政をやっております場合において、われわれ、大蔵省に予算を要求して——この問題だけではございません、あらゆる石炭の問題にしても何にしても、わかれわれ、これは必要だと言つても、ほのかの面から制約を受けて、思うだけのものがとれない場合があるわけでござります。この場合におきましても、そうい

当局の答手の中にはかなりこのように予算あるいは財務諸表についても、通産大臣、大蔵大臣が協議をして認可をする、あるいは承認するということになるので、相当強くなるだろう。というふうに言われているわけですが、どうも二つのことばが相違つて、るように聞こえる。むしろ思い切ってこの予算の認可とか、財務諸表の認可などということをやらないほうがないじゃないか。もし財務諸表が出てきて決算がされたときに承認をしなかつたということになつたらどうなるか、これが一つ心配があるわけであります。そういうようなことでないようにするべきがほんとうだと思うし、その辺の問題と、いま一つは、定款以外の事業というものをもしやつたほうがいいというようなことができたときに、これでは、役員はございますが、役員会の規定がない。どこで一体――変更しようとするときに通産大臣のところで認可をもらうわけがありますが、役

要であるうということを考え、また、協会のほうで——協会といいますか、この特殊法人がこれだけくらいのものが必要であろう、こう考えれば、それを行なうについてわれわれがそれを制約する、たとえば十のものが必要だというときに、通産省は、そんな十は必要ないから八つにしなさい、こういうような考え方方でこの問題を処理しようとは考えておりません。われわれは、それが必要だという分を出してこれられば、これは考え方として大体一致するわけがありますから、だから私はそれを認めるというふうに相なると思うのであります。

それからもう一つ御指摘がございました、いわゆる定款外の仕事をするときには、役員会か何かできめないでそれを持ってくるということになると、その場合に、本来の仕事以外のことを考え、あるいは、そっちのほうへ仕事がいつてしまうおそれがあるではないか、こういう御指摘だと思うのであり

○説明員（小林貞雄君）この特殊法人についてございますが、理事長が全体の業務を総理するという、理事長が全責任を持つということになつております。ただ、運営上の問題といたしましては、もちろん理事長が一人で独裁的に行なうということは考えられませんので、専務理事及び理事事がそれぞれあります。さようなものが全部相談してやるということになることは当然のことです。この法律のたてまえ、あるいは全体の考え方といたしましては、理事長が全体の総理くくりをし、全権限を有する、かような考え方になつております。大体これがかような特殊法人の一般の例でございます。それにならつて運営していきたいと思つております。

できるだけ薄い関係に保つていくことができる。うふうにして運営していくことができるだろうし、また、それがこの特殊法人全体の運営として適当であるというような考え方から、かよな規定を設けたわけでございます。たとえて申し上しますと、ほかの特殊法人では、役員はもちらんのことなどでございますが、職員の給与などにつきましても、何かと国がいろいろ介入するというような問題が実はあるのでございますが、かよなことは特殊法人、まあ國の息のかかつた特殊法人の性質といたしまして、國の息のかかつた機関が、能率的に自主性を持って運営するという觀点から、個々の職員の給与まで一々チェックするということはいかがなものであらうかというふうに考えられるわけですが、なかんずく、この特殊法人の場合には、さような個々の債金までいろいろと國が関与するということは、高能率、高賃金をたてまえとしてやつて來きたいこの特殊法人から

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company. Calculate the mean, median, mode, and range.

いきまして、非常に困るわけでござります。さような意味で、財政的なつながりを薄くするというようなこともございます。現在の法律の立て方をいたしましては、追加出資はしない、かようにいたしておるわけでございます。
○近藤信一君 政府は現物出資の対象に土地を入れていらない、こういうふうなことがござりますが、そうすると、この検定所は土地を借りるということになるわけです。土地を借りれば、賃料は当然払わなければならぬ、こういうことになりますが、そういたしますると、賃料が非常に高くなつてくると、いうことが心配されるわけなんですが、この点はどうなんですか。

中篇の會 13 ● 1955

○近藤信一君 私のほうも要点を質問しておるわけなんだから、答弁のほうになつておりますけれども、いま一ふお聞きしておきたいのは、建物は、業務上に必要な建物ということになつてゐる。ところが、公務員の住宅に人へつておる者、これが民間に移行されれば、その住宅から立ちのかなきゃならないという心配が出てくると思うんであるが、これに対するところの対策といつものは、あなたのほうは持つておられるのかどうか。この点はどうですか。

(説明員(小林貞雄君) 御説のよう、住宅につきましては、この特殊法へに出資しないというふうにいたしております。ただ、現在公務員宿舍についております者は、六ヶ月間引き続ぎましても、現在の借料の三倍、と金額でございますが、それで居残れという方もございます。あるいは、その他公団住宅等について、できるだけ住宅あつせん等を考えて問題を解決していくたいと、かように考えておます。

近藤信一君 日本電気計器検定所の年度の収支決算書は、すでにあれがると思うんですが、これはどうです。

大學生氣氛相上

○説明員（小林貞雄君） 一応、私ども
いたしましては、四十年度の収支予
想を立てております。
○近藤信一君 従来の電気試験所と電
気協会の仕事の量から見まして、今度
の検定所は、電気協会的に運営される
おそれがある。電気協会の役員は、九
電力の役員、大きな電気機械のメー
カーカーで占められているはずございま
すが、したがつて、電力会社、それか
電機メーカーの意のままに協会の運
営がなされるのではないかと、こうい
ふうなことが非常に心配されておる
わけなんです。この点はどうですか。
○説明員（小林貞雄君） 先ほど来申し
上げましたように、特殊法人としての
監督をいたしまして、人事権、あるいは
業務の面で、あるいは必要な限度に
おいて財政の面で監督をいたしております
ますけれども、それは出資者として
株式会社の株主のような権限は何
持つていないのでございまして、財
産の請求権等、実質的な権限はほ
んどないような実情でございます。
なお申し上げますと、電気協会は、
の特殊法人出資者として出資いたし
ますけれども、それは出資者として
理事長と監事は、これは通産大臣が
命することになつております、その他の
事、専務理事は理事長が任命するこ
になつておるわけなんですが、そ
たしますと、もう大臣の腹の中で

○國務大臣(福田一君) 法案も成立いたしておりませんときにおいて、そ
うなことを考へることは僭越だと
思っておりますので、何らいまのと
ころからです。公正なお方を
どうかなんという名前は別としても、
どうなんですか。新聞広告をして募集
するわけでもないでしょ。

○藤田進君 これは、從来技術院な
電氣協会なりといったようなことで、
やになつてゐる部外からですか、
内からですか。一体。まあ藤田進に
ようかなんという名前は別としても、
どうなんですか。新聞広告をして募集
するわけでもないでしょ。

○國務大臣(福田一君) 先ほどお咎
へをしましたとおり、何らいま腹
を——そういう意味合いにおいても監
査を持っておりません。

○藤田進君 それじゃ、ちょっと休憩
して、その間に相談してください。
いまこれだけの機構をつくるのに、
どういう人がいいだろうか、部外
といふか部外がいいか、そのくらいの
とは御検討になつてゐるんじゃない
か。いろいろその他のことを聞いて
えられるのに——なんなら速記をして
からでもけつこうです。案外通じ
臣はまだ知らないかもしらぬ。ぼく
ちも、この国会でここまで追い詰め
たのです。これは、機構は人が動かさ
れてくれるとは知らなかつた。ですか
すからね、人によつては……。たと
えば自由民主党の衆議院議員落選の人
置くなんという場合と、ほんとうにか
じですか。

ひこ考のい がろに

見識を持った、これにまさわしい、多
くの経験を持ち、人格、識見ともにり
ばな人を据えようという場合とは、
れまた違う。そんなことは全然検討
していないなんて……。

○國務大臣(福田一君) いま藤田委
の仰せになつたあとのほうでござい
して、自民党的な者なんというふうな
とは毛頭考えておりません。

○藤田進君 そうすると、自然、從
て、部内からこれを検討
してみると、なるのが自然
でしょう。あるいは工業技術院の定年退
職——定年というか、退職される人々
いう場合もあり得るかもしれないが、
れも含めて、部内だけこうでし
う。

○國務大臣(福田一君) 私は、部内と
か部外とかいうことではなくて、やはりこの
法律の精神をよく理解して、そ
して、だれが——われわれが通常考
えてみで、この人ならばこの法律の精神を
みて、この人ならばこの法律の精神を
体して十分に仕事をしていいともら
れるであろうという人を、むしろ、そ
ういう立場で選考いたすべきである。
それを部外に求めるか部内に求めるかと
いうよりは、いま申し上げた趣旨が一
番大事である。いやしくも、これに政
党的色彩を加えたり、あるいはまた、
役人をやめる人をそこに持つて、いこう
という意図、そういう考え方でこの問
題の処理はいたさないようになつたし
いと考えております。手順。

○國務大臣(福田一君) これは、この
問題に關係しておる人の意見も——賛
成といいますか、工業技術院のほうで
臣がおきめになる手順は、どういうよ

以下、お手元に配付いたしました表によりまして、その結果を御報告いたします。

まず第一の中小企業関係十五件につきましては、いずれも採択を適當と認め、第二の物価関係二十一件につきましては、いずれも採択を適當と認め、第四六〇号を除き、いずれも採択を適當と認め、第三の地域開発関係四件につきましては、第二二一号及び第五四五号を除き、いずれも採択を適當と認め、第四の電力関係十件につきましては、いずれも採択を適當と認め、第五のその他七件につきましては、第八三二号は採択を適當と認めました。

以上、御報告申し上げます。

ただいまの報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、報告書の作成等につきましては、慣例によりまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田久吉君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についておほかりいたします。

閉会中に産業貿易及び経済計画等に関する調査のため、委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、その内容及び手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって散会いたしました。

午後九時十三分散会

○委員長(前田久吉君) 次に、継続調査要求に関する件についてはおばかりいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査は、会期中に調査を完了することは困難でありますので、本院規則第五十三条により、継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

六月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本電気計器検定所法案(予備審査のための付託は三月三十日)

一、電源開発促進法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十五日)

昭和三十九年七月四日印刷

昭和三十九年七月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局